

会 議 録

1 会議名

第3回上越市自治基本条例検証委員会

2 議題（公開・非公開の別）

- ・条例の検証（公開）

3 開催日時

令和5年1月18日（水）午前10時から午前10時55分まで

4 開催場所

上越市役所木田第1庁舎 401会議室

5 傍聴人の数

なし

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：丸山景子、上原みゆき、熊木敏夫、新保絵梨、岡田龍一、吉田実、河西富美子、村田敏昭、石田ひとみ、吉田昌幸、内海巖

・事務局：野上自治・市民環境部長、田中自治・地域振興課長、白倉係長、草間主任

8 発言の内容（要旨）

(1) 開会

【白倉係長】

本日はご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日司会を務めます、自治・地域振興課の白倉と申します。

では、ただ今から、第3回上越市自治基本条例検証委員会を開会させていただきます。

本日は、松澤委員、熊田委員、小林委員の3名からご欠席の連絡をいただいております。

はじめに、資料の確認をお願いいたします。

今回の会議につきましては、事前にお送りした資料はございません。

本日お配りした資料、机上に置かせていただきましたが、資料リストにございますとおり、本日の次第、資料No.1が「上越市自治基本条例に係る検証報告書（素案）」第2回

会議での意見を受けた対応一覧、資料No.2 が「上越市自治基本条例に係る検証報告書（素案）」第3回会議に向けた事前意見一覧の3点を配布しております。

まず、資料No.1につきましては、前回の会議でいただいた意見とその対応方針についてまとめたものとなります。

また、資料No.2につきましては、今回の会議でご意見を伺う「2-8 災害等の発生状況」以降の項目で、前回の会議後に委員の皆様から事前にご意見を提出いただいたものをまとめたものとなります。

資料No.1、No.2ともに、次第の2「条例の検証」でご覧いただくものとなります。

お手元にはない資料はございませんでしょうか。

また、前回の会議と同様に、第1回会議でお配りしました上越市自治基本条例に係る検証報告書（素案）と、自治基本条例の逐条解説書をお手元にご準備いただければと思います。

お持ちでない方がいらっしゃいましたら、予備を準備してございますが、よろしいでしょうか。

それでは、検証委員会開催要綱第5条第3項の規定に基づき、以降は吉田座長に会議を進行していただきたいと思います。

吉田座長、よろしくお願いいたします。

(2) 議事（条例の検証）

【吉田座長】

それでは今から、議事に入りたいと思います。

前回は、「2-7 非核平和に係る社会動向」まで確認いただきました。

今日は、「2-8 災害等の発生状況」から検討していくという形になります。

本日も前回と同じように、11時半ぐらいを目途に議論をしていただきたいと思っております。

まずは、前回の意見に対してどのような対応をとっていくのかということについて、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

【白倉係長】

資料No.1、A3の1枚とA4の1枚をホチキス留めで綴じてある資料をお手元にご用意ください。

質問の項目としましては、全て5つございます。一括してご説明させていただきます。

まず、No.1 の、該当項目「人口動態」に係るご意見としまして、事前に内海委員からいただいたご意見を受けて追加する地区別の人口の増減についての記載に加えて、参考資料としてグラフを付けてはどうかというふうなご意見を座長の方からいただきまして、そのご意見を踏まえ、グラフを検証報告書の素案に追加したいと思っております。

裏に付いていますA4のグラフが、実際に検証報告書の素案に付けようと思っておりますグラフになります。地域別の人口と増減率ということで、目で見てそれぞれの増減が分かるような形の資料を追加したいと思っております。

続きまして、No.2の「2-6 人権」になります。

まちづくりを推進していく市民のメンバーとして外国人市民をとらえたときに、第36条コミュニティの規定の解説において、外国人市民が関わることのできるものが入っているかどうかというふうなご質問をいただきました。

こちらについての対応方針になりますが、まず、第2条で定義する市民は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、実態として、市内の区域内に生活の本拠を有する個人等を意味しているところです。当然外国人市民も分け隔てなく市民としてとらえています。

この前提の下、第36条のコミュニティは、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域に関わりながら活動をする市民の団体と定義をしておりますので、外国人市民の参加も今の規定の中で含んでいるというふうにご考えているところです。

続きまして、No.3の人権に関わるところです。

情勢分析として、外国人市民の受入れ態勢等という話だけではなく、ともにまちづくりを一緒にやっていくメンバーとして外国人市民をとらえるような文言に少しでもなるといいのではないかと。人権というよりも、他の第36条のところと関わる話で、そういった要点も入れることはできないかというふうなご意見をいただきました。

このご意見を踏まえまして、検証報告書の項目としては2-1の人口動態の考察のところ、次のとおり外国人市民をめぐるコミュニティの考察について記載を追加したいと思っております。★以降になります。

「また、外国人市民を含む多様な考えや立場の人がコミュニティに積極的に参加し、地域の課題の解決のために互いに助け合い、支え合うことが期待される。」こういった文言を追記したいと考えております。

続きまして、No.4、No.5 出資法人になります。

こちらは、出資法人の経営状況につきまして、報告を徴するのではなく、内部や外部の監査によりその状況を把握するための監査の文言を加えてはどうか、といった吉田委員のご意見をいただきましたし、また、丸山委員からは、市が監査に入るというよりも、民間でしっかりと責任を持って市に提示をできるような環境づくりをしないとイケないのではないか。民間が責任を持って市に説明できる具体的なメンバー、第三者を選定した中で、しっかり連携して現状を把握しながら経営を進めていっていただきたいというご意見をいただいたところです。

こちらの対応方針です。まず、現状の取組としまして、市では4分の1以上を出資している法人の経営状況について、毎年報告を受けて市議会へ報告しているところです。

あわせて、経営状況等が悪化し、経営改善等が必要な場合は、市が株主や取締役、指定管理者の指定元等として、出資法人等に対して助言その他必要な措置を講じ、専門的な見地から助言等が必要な場合は、顧問公認会計士と相談の上、適切な助言等を実施しています。

そのほかに、経営状況が悪化している出資法人等につきましては、外部の専門家を中心に構成されます「第三セクター等評価委員会」というものを設置しておりまして、こちらで経営状況の分析評価を実施しています。

これらが、今現在取り組んでいる取組になります。

今後につきましては、条例第27条第1項の中で定めております「助言その他必要な措置」という中で、出資法人への指導・監督の強化を検討していく予定としておりますが、現時点におきましては、あくまでも条例の元となる地方自治法の規定の範囲内での取組を想定していますので、今回の自治基本条例の規定は修正をする必要はないのではないかと考えているところです。

駆け足になりましたが、前回いただいた意見に対する対応につきましては、以上のおりとなります。

【吉田座長】

ありがとうございます。

今ほどの事務局の説明について、ご意見やご質問などを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

よろしいでしょうか。

それでは、前回の議論に関してはこのような形で対応をさせていただくということにしたいと思います。

では、前回の続きの「2-8 災害等の発生状況」のところから検討していきたいと思います。

やり方は、前回と同様、まずは資料No.2 にありますように、事前に伺った意見を見て、議論をした上で、事前意見以外の点について、また質問、意見を伺いたいという形で進めていきたいと思います。

まずは、「2-8 災害等の発生状況」に関してですが、事務局の方から事前意見についての説明をお願いしたいと思います。

【白倉係長】

お手元に、資料No.2 の A3 の 1 枚の資料をご覧いただきたいと思います。

「2-8 災害等の発生状況」に係る部分としては 4 点、新保副座長から事前にご意見をいただいておりますので、まずご意見の概要をご説明いたします。

まず、情報分析や考察に関してです。

全体的な印象として、市民の生命及び生活再建、被災地及び被災者を第一とする視点が薄いのではないかといった意見。

また、考察の 3 か所目ということで、実際の検証報告書の中身の記載に関してなのですが、「令和 3 年大雪災害等の発生時には～迅速に努めてきた」というふうな記載があるのですが、実際には市民からの直接の要望・意見、議会での問題提起、共助の視点で支援に携わる現場や団体から様々な課題が出されたと感じていますが、そういった課題認識に対する表現としてこの表現が適切かどうか。

また、同じく情勢分析、考察に関してです。

「ペットを伴う避難者などに配慮し～」に関して、この問題も大事であることは重々承知しているが、外国人市民ですとか、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、さらには目に見えない障がいを抱えた方々等の要支援者などの人命よりも、先にそういったことが記載されている順番というのは、資料として適切かどうか。

次に、関係条項に関してです。

条項第 31 条危機管理の中では、「災害等の発生時」と記載されているが、災害支援専門家の間では、平時からの体制づくりや人材育成等の備えの重要性が言われている。条項の中でも、平時から自助、共助が機能する仕組みづくりの促進や支援等の備えに関す

る内容や表現を含むことが必要だと感じる。

こういった4点のご意見をいただいております。

【吉田座長】

ありがとうございます。

今ほど出された意見に関して、まずは新保委員の方から補足があれば、お願いしたいと思えます。

【新保副座長】

くびき野NPOサポートセンターの立場ですが、上越市の災害ボランティア連携推進会議だとか、県の災害支援の民のネットワークも少し参画しているので、少し深掘りをして出してしまいましたが、No.1の「全体的な印象として」というのは大項目で、具体的にはということで下記の三つを出したので、1項目目はそんなに重要視していただかなくても大丈夫です。

No.2、3、4の辺りは、書いてあるとおりといいますか、まずNo.2に関しては、近年では比較的大きな雪の被害、災害だったと思うのですが、2行、3行で「迅速に努めてきた」とあるのは、あ那时的の混乱状況だとか、私もそれこそ災害ボランティアセンターの雪下ろしなども担当しましたが、共助の視点で、民間の、それこそ除雪の企業さんもそうですし、支援に携わる現場や団体から本当に多くの課題が出されたと思っております。

ああいった災害で、必ず問題や課題が出てくるというのは当たり前のことなので、それをこの2行でというよりは、右の対応方針にある形で、すごく具体的に記載していただいたのはよかったといいますか、少し適切なのではないかと思っています。

No.3のペットを伴う避難者の記載順序に関してですが、書いてあるとおりで、重々、ペットを伴う被災者などの配慮は本当に問題は承知しているつもりなのですが、やっぱり人命よりも先にこの課題が何かポンと出てくることに対して少し違和感といいますか。

今で言うと、もうペットという表現よりは、ペットを含むだとか、より個人のパーソナルにあった避難所の運営だとか、LGBTとか目に見えない、言葉に出せない障害や家庭の問題を抱えた方に寄り添った避難所運営など、さらには、災害発生時だけではなく今後の暮らし、生活再建を見据えた地域支えあいセンターのようなコミュニティ活動への支援のようなものが本当、近年としてはもう考えていかななくてはならないというところに対して、この今の時点でペットがポンと出てくるというのは、もう少し危

機管理に対するレベル表現を高めることも必要ではないかということで出させていただきました。

No.4の「災害発生時」という記載ですね、特に関係条項のところではその文言しかなかったのですが、今のNo.3の問題に対してもですが、やっぱり平時からの体制づくり、仕組みづくりは、すごく重要になってきている中で、平時からという言葉が一つもないのは少しどうなのかと思ったのですが、また考えを教えてくださいと幸いです。

【吉田座長】

それでは、事務局の方から、素案の考え方、あるいは補足する事項について説明をお願いしたいと思います。

【白倉係長】

資料の右側、対応方針の案のところについてご説明いたします。

No.1は、大項目の見出しということなので、説明は割愛させていただきます。

No.2のところになります。

こちらのNo.2、3、4につきましては、当市の防災担当部署の方にも意見照会をしまして、そちらの方でも確認し、記載した内容となっております。

様々な災害等に対応、対処してきた中で、社会情勢の変化などにより新たな課題が生じることを記述するための、あくまでも例示として取り上げたものとなっております。大雪災害の対応につきまして、ご指摘のように、市へのご意見、ご要望等もありましたが、市としても実際「大雪検証」として、課題と対策を整理して、それぞれの課題解消に向けた取組を進めてきておりますので、いただいたご意見を踏まえまして、以下の★にあるとおり記載内容を修正したいと考えております。

当市においては、令和元年10月の台風19号、令和2年のコロナウイルス感染症の拡大など、市民生活に影響のある事象に対して、上越市危機管理対応指針の定めるところにより、上越市地域防災計画などの緊急事態に対応する計画に基づき、市民の安全と安心を迅速に確保するよう努めています。

また、以降が大雪に関わる部分になりますけれども、大雪により市内各所で生活道路の不通や幹線道路における交通障害をはじめ、建物や農業施設などに被害が発生し、市民の暮らしや経済活動に大きな影響が生じた令和3年1月の大雪災害では、当時の対応を振り返り、見えてきた課題から、今後の災害対応に生かすべき事項と、市民の皆さんや事業者の皆さんから協力いただきたい事項について整理し、記録に残すことも行っています、ということでこちらの記載を検証報告書の方にそのまま反映をしたいと

考えております。

避難所運営に係る部分です。こちらに記載のとおりになりますけれども、配慮が必要な避難者への対応と、地域において要支援者を支える人材と体制の確保はどちらも重要な課題と考えておりますが、ご意見を踏まえまして、下の記載のとおり、順番を入れ替えて表記をしたいと考えています。

増加する外国人市民や高齢化の進行に伴い増加しているひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯など要支援者に対し、地域において支える人材と体制の確保に取り組む必要があるほか、避難所の運営においては、ペットを伴う避難者等への配慮も求められている、こういった記載に改めたいと考えております。

続きまして、No.4 の平時に係る部分です。この部分につきましては、条例の第 31 条第 1 項におきまして、前段で市長等は常に不測の事態に備え、という記載をしております。常に不測の事態に備えて、必要な体制を整える必要があることを規定しており、というところで、我々としては、平時というのはこの記載でカバーできているというふうに考えております。

それを踏まえまして、同条第 3 項におきまして、市民の責務を定め、日頃から市民一人一人が自助・共助といった意識を持ち、実践することの必要性を、こちらにも逐条解説の方に記載をしているところですので、今の条例の規定の中で、その平時の対応についても規定はしているものというふうに考えているところです。

【吉田座長】

対応に関してですが、新保委員、いかがでしょうか。

【新保副座長】

特にNo.2 とNo.3 辺りは、詳しくご検討いただいてありがとうございます。

反映されていると思いますので、大丈夫です。

【吉田座長】

それでは、その他 2-8 に関して、この意見シート以外の点でご意見、ご質問がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

【吉田委員】

今の災害等の発生状況ですけど、今回の柏崎の方で 12 月、非常に大雪で、国道がストップしたり、それから大規模な停電が起きましたよね。

市とか、市民の自助、共助では対応できないような場合の、県とか国とか自衛隊、具

体的にそういったものの応援要請というか連携というか、そういったものも一筆加えておいたらどうかと思うのですが、具体的に。

国道8号線がストップして、自衛隊に応援要請するのが遅かったですよね。

それから、東北電力が、バタバタ木が倒れてしまって電線が切れて、企業などが4日、5日停電で事業ができない。私もお客さんで「電気が止まっているのだけど」という話があって、「いや、もうそれは東北電力なので、どうしようもありません」ということで、大変だったのですが。

そういったときの民間の方も含めてのサポートか分からないですが、せめて県、国、自衛隊、そういうものの有効活用も考えて、そういった大災害に備えた連携ですか、そういうのも何か具体的に名前を挙げたらどうかと思うのですが。

【吉田座長】

事務局の方、いかがでしょうか。

【田中課長】

条例上第31条の2項で、関係機関等という表現で、どういうところとどう関わるかというのはいろいろなケースもあり得るので、幅広にいかようにでも何でもカバーできるように関係機関等という記載をしておりますので、条例そのものを改正というところまではしなくてもいいのかというふうに今お聞きして感じたところでございます。

現場においては、当然県、国、民間企業等々を含めて常に連携しておりますし、今回の事例は、県、国の所管の違い等々もあり、国道、高速道路、中越方面の情報の伝達に少し支障があったという、そこを課題としてとらえて、改善しようという市の動きもございますので、運用上ご指摘のとおりしっかり対応しております。

逐条の方で記載がなければ、またそういった具体的なところを書くかどうかというのは考えさせていただきたいと思うのですが、先ほど申しましたとおり、どことどう関わるかということは、少なくとも限定列挙のような形は避けたほうがいいのかという気もしますので、すみません、後で逐条を読み込んで整理したいと思います。

【吉田座長】

情勢分析の最後のところですね、「原子力災害に対しては」ということで、国や県、関係市町村等と…とあるのですが、ただ、確かに、例えばコロナの件であったりとか国道がストップしたりとか、停電のようなものも実は上越市内だけで解決できるものではないので、そこは原子力災害に限定せず、その他の災害に関してもこういう連携というのは不可欠なものなので、その点をもう少しこの情勢分析の中に入れておくという

のは一つ手なのかとは思いました。

その点、ご検討いただけるといいかと。

【田中課長】

逐条ではなくて、この報告書の方でそういった記載を盛り込むことができるかと思
いますので、検討させていただきます。

【吉田座長】

よろしいでしょうか。

【吉田委員】

もう 1 点、私は春日区地域協議会の委員なのですが、最近春日区の町内会長さんた
ちと、私たちの取組活動の情報交換会の 1 回目を今年度やりました。

そんな中で、やっぱり災害が発生した時の要支援者への町内としての支援。もうマン
パワーがないから無理だ、大分嘆きというか困ったという話で。だから、住民の自助、
共助ですか、情勢分析の中で書かれている、それを主体とする防災政策に転換していく
ということなのですが、これも限界があるので、やっぱりもう少し何か体制づくり、私
たち町内もそうですが、やっぱり古い団地で高齢化しているのですよね。だから、お互
い助け合う、老老支援ではないが、少し無理があって、だから、市も難しいのはこの文
章を見ていて分かるのですが、そこに何か改善の余地があればというか、これは少しぼ
やきです。

【田中課長】

いただいたご意見は、担当課の方にも伝えておきます。

【吉田座長】

他にいかがでしょうか。

それでは、2-8 に関しては、今ほどありました議論に基づいて、事務局の方で修正し
ていただくという形にしたいと思います。

それでは、次に「2-9 治安・防犯の動向」について見ていきたいと思います。

こちらの方も、事前にご意見を伺っておりますので、まずは、事務局の方から説明を
お願いしたいと思います。

【白倉係長】

では、資料No.2 のNo.5 になります。

新保副座長からご意見をいただいております。

関係条項に関しまして、「治安・防犯の動向」の関係条項が一つ前の「災害等の発生

状況」と同じ条項となっている。この条項の「災害等」という表現に、自然災害やパンデミック、昨今複雑化する児童虐待や特殊詐欺被害などが全て含まれるのかというふうなご確認のご意見をいただいております。

市民が見たときに分かりやすいように、該当条項の「災害等」の注釈などで、もう少し分かりやすく表現するなどの工夫が必要ではないかというふうなご意見をちょうだいしております。

【吉田座長】

新保委員の方で何か補足はありますか。

【新保副座長】

書いてあるとおりなのですが、これは、別に委員としてではなく一市民として見たときに、多分すごく広い、広義的な意味合いになるというのは委員として見ると分かるのですが、市民として見たときに少し分かりやすいといいかと思ったので、確認と、何かもし注釈などで対応できるのであれば、そういったことも必要なのかということで、意見を出させていただきました。

【吉田座長】

それでは、事務局から素案の考え方、あるいは補足について、説明をお願いしたいと思います。

【白倉係長】

では、右側の対応方針案の欄をご覧ください。

条例第31条においては、「市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じのおそれがある事態」ということを「災害等」と規定しておりまして、あらゆるものを含んでいると考えております。

併せまして、条例の解説であります逐条解説におきましては、災害やテロ等を不測の事態というふうにも実際掲げているところです。

新保副座長のご指摘のとおり、社会経済情勢の中で生じる様々な事態に対応するため、条文としましては、今の規定が適当ではないかというふうに我々としては考えておりますが、その解説となります逐条解説の記載につきましては、いただいたご意見を踏まえまして、あらゆる事態が適用されるように表現を改めるように担当部局の方と調整をして検討してまいりたいと考えております。

【吉田座長】

新保委員、いかがでしょうか。

【新保副座長】

そういった対応でいいかと思います。先ほどの災害のところでもあったように、課題のキーワードを羅列することはたくさんになってしまっていて混乱を招くし、また、これは入らないのか、あれは入らないのかとなってしまうので。

条例ではシンプルに記載でいいと思うのですが、注釈のところ、おそらくまた今後こういった複雑化するいろんな課題というのは出てくると思うので、そういったものも含まれるというニュアンスを表現してもらえるといいのかというふうに思います。

【田中課長】

補足でよろしいですか。

【吉田座長】

お願いします。

【田中課長】

ありがとうございました。このような対応で進めていければと思っております。

実際、運用上は、想定といたしますか、いろいろな事案に対して適宜対応できるように、例えば条例を制定したりしてやっております。

特殊詐欺被害等々を例にとれば、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例というものを制定して、それに基づく推進計画を作って、適宜対応しております。例えば、出前講座をやったりとか、街頭での広報啓発活動をやったりとか、あるいは教育活動であったりとかということをやっておりますので、運用上は対応してきているという認識でおります。

そこだけご承知おきいただきたいと思います。

【吉田座長】

その他の点について、2-9 ですが、意見シート以外でご質問、ご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、2-9 に関して、以上のような形で対応していただくということにしたいと思います。

それでは、次は32 ページ「2-10 環境」のところに行きたいと思います。

こちらに関しては、事前意見は伺っておりませんので、委員の方からご意見、ご質問をここで伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

(意見なし)

よろしいでしょうか。

こちらの2-10に関しては、この素案のままという形にしていきたいと思います。

引き続き、34 ページ、「2-11 法令改正等の動向」についてになります。

こちらも事前意見は伺っておりません。ですので、この場で委員の皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

こちらの点、いかがでしょうか。

(意見なし)

よろしいでしょうか。

それでは、2-11 に関してもこのままということにしたいと思います。

では、全体を通じた意見を今回伺っております。No.2 事前意見のところのNo.6、7の部分ですね、こちらに関して、まずは、事務局の方から説明をしていただきたいと思います。

【白倉係長】

では、資料No.2 のNo.6、7の方をご覧ください。

新保副座長から全体的な意見としていただいております。

まずNo.6 が、「課題」の取扱いについてです。「協働」では「公共的課題」、「コミュニティ」では「地域の課題」と記載されているが、この言葉の意味の違いを教えてくださいというご意見が一点目です。

二つ目です。役割及び関係性についてというところで、自治を進める四つの行動原則というものを規定しておるのですが、その中に「市民参画の原則」と「協働の原則」がありまして、市民と市議会及び市長等がお互い「尊重、協力」するように表現され、条項の中では、市民側に自発的な行動や参加を求めているが、市議会及び市長等は「相互理解及び信頼関係の構築」及び「尊重」にとどまっている。

人口減少、社会経済情勢が複雑化する現代において、市民と市議会及び市長等との「協力、連携、協働」を含み、あるいはそれらを後押しするような内容や表現も必要ではないかと、いう二つのご意見をちょうだいしております。

【吉田座長】

こちらに関して、新保副座長から少し補足をお願いしたいと思います。

【新保副座長】

No.6 の「課題」の取扱いにつきましては、この素案の中でも、条項以外にも「課題」

という言葉がたくさん出てくるのですけども、公共的課題だったり、地域の課題だったり、社会の課題だったり、いろんな意味合いで課題の前に言葉が付いているのですけども、その違いというか、この素案の中で、どういった表現、意味合いを持っているのかということで確認した形です。

No.7の役割及び関係性についてですが、少し調べると、前回5年前でしたけど、この検討委員会で私が出したか分からないのですが、同じように協働に関する関係性への意見というのは出ていまして、そこで私が書いた意見内容を見ると、去年もそうなのですが、市の方としては支援というような言葉を入れることについてすごく慎重な検討がされているのですけども。

確かに、支援という言葉を使うリスクもありますし、いろんなそこから見える課題も承知しているのですけども、今までこんないろんな項目で課題について考えていくときに、やっぱり一步踏み込んだ関係性の構築のようなものが必要になってくるのではないかということで、そういった内容や表現はいかがですかということで書かせていただいています。

非常にここは、条例の中の言葉を変えるのはすごく難しくなっているので、慎重になると思いますが、一つ意見として出させていただきました。

【吉田座長】

それでは、事務局の方からその素案の考え方、あるいはその補足事項を説明していただきたいと思います。

【白倉係長】

では、資料No.2の右側、対応方針案の欄をご覧ください。

まず、「課題」についてです。「公共的課題」と「地域の課題」の考え方をここで整理させていただきました。

「公共的課題」につきましては、公共的な目的を果たすための課題、社会一般の利益に関する課題として、第35条においては、その解決に当たり、市民、市議会及び市長等が協働を推進するものとしているという状況です。

「地域の課題」につきましては、第36条コミュニティのところの規定で用いておるのですけれども、町内会や婦人会、青年会などが属する範囲の地域における課題というふうに区分をしているというところなんです。

少し分かりづらいのですが、このように考えています。

次の、役割及び関係性に関してです。まず、「市民参画」と「協働」の考え方なので

すけれども、まず、「市民参画」という言葉につきましては、市長や市議会が行う市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における、意思形成の過程に対して、市民が自発的かつ主体的に関わること、こういったことを市民参画と定義をしています。

一方、「協働」につきましては、市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場、特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことと定義をしています。

そして、市民、市議会及び市長等は、公共的課題の解決に当たり、協働を推進するというふうに規定をしておりますことから、市民だけでなく、3者の行動や参加を現状も求めているというふうに考えております。

つきましては、現状の規定の中において、市民参画の原則や協働の原則に関する市民、市議会、市長、この3者の役割や関係性については適切に表現できているのではないかとこのように事務局の方では考えているところです。

【吉田座長】

新保委員、いかがでしょうか。

【新保副座長】

少し分かりにくい意見の内容で、対応いただいてありがとうございました。

少し私も整理が追いつかない部分もあるのですが、No.6に関しては、承知しました。何となくイメージすることができました。

No.7に関しましては、対応方針案のところの3行目から4行目にかけて、市民、市議会及び市長等は、課題の解決に当たり、市民だけでなく3者の行動や参加を求めていますということで表記いただいたのは、よかったですと思います。

「支援」とか「協力」というと、個別の支援、個別の団体とか個別の組織に対してということではなく、やっぱり市民参画を促す取組に対してもう少しできることがたくさんあると思いますので、そういった意味合いが後押しかと思うので、対応の方で、表現については分かりました。

【吉田座長】

最後の部分ですよね、協働だけでいいのかどうかという表現ですけども、ここに関しては、私自身も基本的に協働ということでもいいのかと、3者でということ解決していくということですけども、ただ、もう一歩突っ込んだ支援というようなことについてどうするかということですが。

例えば、「2-4 地方分権」のところの中とかで、住民同士の支え合い等々を、地域自

治推進プロジェクトの話ですけども、あとは今日の話、今日の部分で、「2-8」とか「2-9」の部分ですね、そのところで第36条のコミュニティの話が入っているので、そこの中での考察の要素の中に、必要な支援というものを、市あるいは市議会のところでももう一步深く、後押しできるような体制ができる、必要があるという要点を少しでも入れられるといいのかとは思いました。

できる限り、素案というか、条項自体を変えるというのは大きな話ですけども、それ以外の考察とかそういったところの中で、今回出てきた意見をなるべくその文言として反映できるように努めていただけるといいのかと思いますので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

その他、少し時間がありますが、全体に関してご意見、もしあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【吉田委員】

今協働で少し触れていたもので、思い出したのですが、第35条協働についてなのですが、実際ここ10年くらいのそういった協働の活動ですか、私は環境関係で市民環境プロジェクトなどに参画していたのですが。

おそらく第3次環境基本計画の段階か、第2次まではそれなりに積極的に施策を組んであったのですが、市民環境プロジェクトというそういう活動をする協働組織が解散してしましまして、年間100万円ぐらいの予算があったのですが、財政難の理由にそういったプロジェクトが解散、元々は市が招集し、募集して集まったプロジェクトなのですが、解散してしまつた。

それで、今第4次環境基本計画をちょうど今パブリックコメントをやっていると思うのですが、私もコメントしようと思っているのですが。

やっぱり宮越市長の頃、最初の、非常にISO14001、環境について取り組んで、環境フェアを大々的にやったりとかいっていたのが、木浦市政、村山市政になると尻すぼみになってしまつて、最後、そういった市民環境プロジェクトもごみゼロとかいろんな取組をやっていたのが、省エネとかエコとか、私は川とかそういうのもやったのですが。

言いたいのは、だからそういった今の支援という言葉の中に、やっぱり予算措置というか、やっぱり積極的な支援をする、そういう協働活動、そういったものを支援するか、市がやっぱり財政的な背景は書けないと思うのだけど、そういう意味合いを少し含めて、何かやってもらえないかと思うのですよね。

もう一つ例えで言うと、市民大学というのもあったのです。当初は市が主催してい

た、それが10何年前か、市が手放して市民大学のOBのある方にはほぼ事務局を任せて自主運営で、多少財政的には講習料とか措置はされていると思うのですが、やっぱり財政難の理由でそういった協働の活動が尻すぼみになってしまっていると私は感じています。

そういうところ、やっぱり財政難は財政難なのだけど、やっぱりその活動に必要な財源の確保とか、そういうものはされるべきかというふうに思います。

環境フェアも、どんどんそういった市民の啓蒙というか、次の後継者づくりではないですけど、そういったためにはやっぱり環境に関して年に1回大きなイベントをやったり、市民にアピールする場が必要かと思うので、そういうのもふれあいだと思うのですけども。

だから、財政的にやっぱり支援というか、そういうところ、厳しいのは分かるのですが、そういうものも必要だという、どこかに含められれば、お願いしたいということです。

【田中課長】

協働ということで、3者がそれぞれお互い特徴を理解して、尊重した上で、同じ目的に向かって一緒に働いていこうという趣旨が協働だというふうに私は理解しております。財源、財政面の支援ということが行政の役割だというふうに整理をすれば、例えばそういう市民の活動に対する補助とかという考え方も出てくるのかもしれないのですけども、そこは今後、私もここでなかなか整理が難しく、一概に言えません。

ただ、ご参考までにではないのですが、市民の、地域の団体の皆さんがその地域の公共的な目的を解決したいという、まさに地域の課題を解決したいという思いに至った場合に、今手だてとしては、市で地域独自の予算という名称で、何らかの財政的な手だてをしようということで動いておりますので、そこはご承知おきいただきたいと思います。

【丸山委員】

今吉田委員の方から、環境について少し補足をいただいて、私も少し思い出したことがあるのですけど、私も同じ、当時、上越市環境ということで掲げたときの、第1回の環境委員を務めさせていただきました。

市も当然協力して、市が主催となってやっていたことがここへ来てやめる形、やめたのか、なくなってくるということが、蓄積されたものがなくなるということがすごく残

念だと思うのです。

なくす必要はなくても、何かの形に変えられたのではないかという思いがあります。

それに、やっぱりそういうことをしていくと、災害にもつながりますし、そういう地域のボランティアの皆さんが一生懸命成してきたことを、何かの形で残していかなければならないということが、市側への存続をお願いしたいと思っています。

【田中課長】

担当課の方に今のお話はお伝えいたしたいと思います。

【吉田座長】

それでは、一通り全ての項目について確認を行った形になりますので、今後の進め方に関して、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

【白倉係長】

今後のスケジュールについてご説明したいと思います。

まず、本日、検証報告書の素案について一通り全編ご確認をいただいたところでありますので、1月30日に市議会総務常任委員会所管事務調査を行いまして、そちらの方でこの検証報告書の素案について報告をしたいというふうに考えております。

検証報告書、議会に示す検証報告書の資料ですけれども、この間の議論、また、今日の議論を踏まえて検証報告書の素案に反映をした上でそちらを案としていきたいと思っています。

市議会への報告が終わりましたら、2月9日からパブリックコメントを1か月間実施して、市民の方からご意見を聴取したいと思っています。

1か月後、3月の中旬、下旬になりますが、パブコメが終わった後に、いただいたご意見をまとめまして、意見に対する市の考え方の案を整理したいと思っています。

その後、改めてパブリックコメントの意見の内容にもよるのですけれども、改めてまた検証委員会で最終的に再度ご意見をいただいた上で、来年度当初に公表する最終報告書をまとめたいというふうに考えております。

【吉田座長】

今ほど説明が事務局の方からあったとおり、パブリックコメントをこれから行いまして、その後また検証委員会を開催するということになりますので、皆さんご承知おきください。

それでは、慎重審議どうもありがとうございました。

その他何か委員の方で発言等ありますか。

【岡田委員】

今のパブリックコメントの件なのですが、結果というのは、事前に分かったら教えていただくというのは可能なものなのですか。それとも、この検証委員会のときに示されるのですか。

【田中課長】

運用の仕方を確認しますが、少なくともご意見が何件ありましたというのをお伝えできる、別に先んじてお伝えすることはできると思うのですが、どんな意見があったかということをごどのタイミングでお知らせしていいのかということを確認させていただきたいと思います。

【岡田委員】

もし事前にいただければ、検証委員会のときにまたそれについて意見は出るかと思うので、もし可能でしたら。

【吉田座長】

それでは、以上で議事は終了したいと思います。事務局の方にお返しします。

(3) その他

【白倉係長】

委員の皆様には、長時間の審議ありがとうございました。

最後になりますが、事務連絡をさせていただきたいと思います。

今ほどのパブリックコメントについてです。先ほどご説明しましたとおり、本日までの協議いただいた結果に基づいて、2月9日から3月10日まで1か月間、30日間パブリックコメントを実施する予定としております。このパブリックコメントの実施につきましては、広報2月号で掲載し、周知をしております。

次回の会議の予定になります。第4回会議の日程につきましては、今ほどお話差し上げましたとおり、年度末のご多忙の中、大変申し訳ないところではございますけれども、パブリックコメントが終わった後、3月の中旬、下旬、20日以降に開催できればというふうに考えております。ご多忙かと思いますが、改めて日程調整のご連絡を差し上げたいと思いますので、決まり次第ご連絡をさせていただきたいと思います。

事務連絡につきましては、以上となります。

以上をもちまして、本日の上越市自治基本条例検証委員会を終了させていただきます。

長時間にわたり、慎重審議ありがとうございました。

9 問合せ先

自治・市民環境部自治・地域振興課自治推進係

TEL : 025-520-5672

E-mail : jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。